平成２５年（フ）第７７６号
神戸市中央区北本町通６丁目４番14―1210号
債務者　福田　静江
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８３号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目12番20号、従前の住所神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番３―303号
債務者　こぐまのサンポこと　寺田　俊夫
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９５５号
名古屋市北区杉栄町５丁目106番地　アルバ志賀本通506号
債務者　岩﨑　博之
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６７号
名古屋市天白区御前場町132番地の２　ベルヒルズＴ．W202号、従前の住所愛知県一宮市開明字北新田29番地１　ウィンドミルＢ棟205号
債務者　東　　美帆（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７０号
神奈川県横須賀市津久井１丁目19番１―401号
債務者　スローン浩子（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２１９号
青森市八重田４丁目17番12号　ミルトスハイツ２―６
債務者　大西　貴志
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０２９号
名古屋市千種区仲田１丁目11番18号　末広マンション302号
債務者　西澤　信人
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第９８５号
千葉市中央区塩田町653番地
破産者　高澤　常男
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
茨城県行方市山田3638番地
破産者　有限会社大和断熱
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６４号
千葉県香取市小見川670番地１
破産者　株式会社青柳
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７２２号
千葉県市原市玉前1324番地２
破産者　近藤　匡憲
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８００号
千葉県船橋市東船橋１丁目29番15号Ｂ号
破産者　株式会社コーリョー
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８０１号
東京都世田谷区成城４丁目33番２―309号
破産者　鵜飼久美子
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６１１号
東京都福生市加美平１丁目20番地３細谷貸家８号室
破産者　西條　純枝
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７４号
川崎市川崎区貝塚１丁目１番地７中薬ビル１階
破産者　株式会社キオモト
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
神奈川県横須賀市津久井５丁目18番
破産者　有限会社商栄
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第９３７号
名古屋市港区善進本町261番地
破産者　有限会社ダイセス
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１４号
神戸市西区神出町田井223番地の１
破産者　ニューディール・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７号
岡山市南区福田545番地37
破産者　青木　広恵
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８号
岡山市南区福田545番地37
破産者　青木　久芳
1　決定年月日　平成25年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部